

北塩原村工場等立地促進条例の概要について

平成 25 年 12 月 26 日
北 塩 原 村

1 目 的 (条例第 1 条)

村内に工場等を設置する事業者に対する助成措置等に関し必要な事項を定めることにより、工場等の立地の促進並びに工業の育成及び強化を図ること。

企業立地により、商工業の振興や雇用機会の拡大、昼間人口や定住人口の増加を図ることによって、地域経済の拡大を目指す。

2 助成措置 (条例第 3 条)

(1) 用地取得助成 (対象：用地取得費＋用地造成費)

① 要件 1

- | |
|--|
| ア 企業立地協定締結 |
| イ 投下固定資産額 (新設 2,000 万円以上 増設・移設 3,000 万円以上) |
| ウ 村内に住所を有する者を常時 1 名雇用 |

地域資源を活用した起業や中小企業、既設企業の事業拡大を想定
⇒新設 1/2 増設・移設 1/3 限度額 2,000 万円

② 要件 2

- | |
|-------------------------------------|
| ア 企業立地協定締結 |
| イ 新規土地取得面積 10,000 m ² 以上 |
| ウ 投下固定資産額 4 0 億円以上 |
| エ 県内に住所を有する者を常時 5 0 名雇用 |

誘致企業や既設企業の大規模な事業拡大を想定
⇒新設 10/10 増設・移設 5/10

限度額：工場建築面積の 5 倍以内の造成費又は 1 億円

(2) 雇用促進助成 (対象：企業立地協定締結＋個別計画に基づく協定締結)

村内に住所を有する者を 1 年雇用した場合に 1 名につき 2 0 万円

交付期間は、企業立地協定締結から 5 年を経過する日まで

限度額 5 0 0 万円

(3) 環境整備助成

- ① 進入道路等の新設・改良
- ② 上下水道給排水施設整備
- ③ 上下水道加入金の免除

(4) 定めにより難しい場合は、「村長が別に定めることができる」ことを明記

3 助成措置の実施時期（規則第2条）

- (1) 用地取得助成金⇒操業開始の年度
- (2) 雇用促進助成金⇒雇用後1年経過後
- (3) 環境整備事業助成⇒助成措置決定後

4 助成措置の取り消し（規則第8条）

- (1) 要件に該当しなくなった場合や条件違反の場合
- (2) 操業休止（廃止・縮小）の場合
- (3) 固定資産税を年度内に完納しない場合
- (4) 不正行為があった場合
- (5) 条例・規則に違反した場合

*取り消し処分をする場合には、取消通知と同時に返還（納付命令）させる。

5 事業の承継（規則第9条）

相続、合併、分割などの事由により事業の譲渡があった場合には、届出により助成措置を承継できること。

6 転売及び貸付けの禁止（規則第10条）

立地企業は、操業開始日から5年間、助成対象となった工場等を譲渡又は貸付けることができない。

7 便宜供与（条例第4条・規則第11条）

村が行う便宜の供与を、①工場用地のあっせん②就労者の紹介やあっせん③資金調達のあっせん④その他としたこと。